(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県倉吉市関金町米富字家之向平ラ八六の二、八七、八八、字家ノ奥平ラ一七五の一、一七五の二、一七八の一、一七八の二、字家ノ奥一七六、字釜谷一七九の一から一七九の四まで、一八〇、字家ノ上ミ一八三の一から一八三の五まで、一八四、一八六の一、一八六の二
(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県倉吉市関金町野添字木戸坂四〇六の一、四〇八の一、四〇八の二、四一八の一、四二五の一から四二五の三まで、四二七の一から四二七の三まで、四二八の一、四二八の二、四二九の一、四二九の二、四三〇の一から四三〇の四まで、四三一の一、四三一の二、四三二の一、四三二の二、四三三の一、四三四、四三六の一、四三六の二、四三六の四、四三七の一、四三八から四四一まで、四四一の一、四四一の二、四四二の一、字上木戸坂四四三、四四四の一、四四四の二、四四五の一から四四五の三まで、四四六の二（次の図に示す部分に限る。）、四四六の四、四四六の五、字芋ヶ平ル四七一の二、四七二、四七三、字野津三　五二四の二、五二五の一、関金町明高字カウモ一六三四の一から一六三四の二二まで
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県倉吉市関金町米富字志々羅ヶ平ル二三の一、字坂ノ下三六八の一、関金町野添字向河内三八五、三八六、三八九の一から三八九の四まで
(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県倉吉市関金町米富字家之向平ラ八六の二、八七、八八、字家ノ奥平ラ一七五の一、一七五の二、一七八の一、一七八の二、字家ノ奥一七六、字釜谷一七九の一から一七九の四まで、一八〇、字家ノ上ミ一八三の一から一八三の五まで、一八四、一八六の一、一八六の二
(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県倉吉市関金町野添字木戸坂四〇六の一、四〇八の一、四〇八の二、四一八の一、四二五の一から四二五の三まで、四二七の一から四二七の三まで、四二八の一、四二八の二、四二九の一、四二九の二、四三〇の一から四三〇の四まで、四三一の一、四三一の二、四三二の一、四三二の二、四三三の一、四三四、四三六の一、四三六の二、四三六の四、四三七の一、四三八から四四一まで、四四一の一、四四一の二、四四二の一、字上木戸坂四四三、四四四の一、四四四の二、四四五の一から四四五の三まで、四四六の二（次の図に示す部分に限る。）、四四六の四、四四六の五、字芋ヶ平ル四七一の二、四七二、四七三、字野津三　五二四の二、五二五の一、関金町明高字カウモ一六三四の一から一六三四の二二まで
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県倉吉市関金町米富字志々羅ヶ平ル二三の一、字坂ノ下三六八の一、関金町野添字向河内三八五、三八六、三八九の一から三八九の四まで
(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による